

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事若しくは製造の請負又は測量若しくは設計の委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札について、入札談合（入札に係る落札予定者又は最低入札価格をあらかじめ決定する等により、公共の利益に反して、当該入札における競争を実質的に制限することとなる行為をいう。以下同じ。）に関する情報があった場合における対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の確認等)

第2条 入札を担当した部又は公所の長（以下「入札担当部等の長」という。）は、入札談合の情報を受け、又は報道等により入札談合の情報を把握した場合は、次に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 入札談合に係る情報の確認は、係長以上の職にある者が行うものとし、情報提供者の氏名、住所、職業等身元を明らかにする事項を確認すること。この場合において、当該情報が報道によるもの又は報道機関が提供者であるものについては、報道活動に支障のない範囲内で当該情報の出所を明らかにするよう要請すること。

(2) 入札談合に係る情報の内容は、入札談合情報報告書（第1号様式）により、財政部契約課を経由して、いわき市建設業者選定委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告すること。

(情報の認定等)

第3条 入札担当部等の長は、前条第2号の規定による報告（以下「談合情報報告」という。）をした場合は、入札参加者又は入札参加予定者全員について事情聴取を行うものとする。ただし、入札の執行の前に事情聴取を行う場合において、その実施のための時間的余裕がないときは、入札の執行を延期した上で実施するものとする。

2 委員長は、入札担当部等の長から前項の事情聴取を実施した旨の報告を受けた場合は、いわき市建設業者選定委員会（以下「委員会」という。）を招集し、当該談合情報報告及び事情聴取の内容を審議の上、次条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところに従い、具体的な対応を入札担当部等の長に指示するものとする。

(具体的な対応)

第4条 入札担当部等の長は、前条第2項の規定により具体的な対応の必要性があると認められた入札談合に係る情報については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによ

り取り扱うものとする。

(1) 入札執行前の場合 次に定める方法によるものとする。

ア 入札談合の可能性が認められる証拠を得た場合（以下「証拠を得た場合」という。）は、当該入札の執行を中止し、併せて公正取引委員会に通報すること。この場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署に対しても必要な書類を添えて通報すること。

イ 入札談合に係る情報の内容に信ぴょう性があるが、入札談合の事実があったと認められる証拠を得られなかった場合（以下「証拠を得られなかった場合」という。）は、次に定めるところにより対応すること。

(ア) あらかじめ入札参加予定者全員に、誓約書（第2号様式）を提出させること、やむを得ずくじで入札参加者数を2に減らすこと、くじに当たった2の入札参加予定者は、第1回の入札書に対応する工事費内訳書を提出すること等の入札の手續についての説明を行うこと。

(イ) 入札参加予定者全員に誓約書を提出させ、くじ引きを行い、くじに当たった2の入札参加予定者に対し、工事費内訳書を提出するよう要請すること。この場合において、工事費内訳書の様式は、任意とし、委員長が特に認めたときは、工事費内訳書の提出を要請しないことができる。

(ウ) 提出された工事費内訳書を入念に点検した上で、入札談合の可能性が疑われる場合は、その旨を委員長に報告し、委員長は、報告を受けたときは、委員会を招集し、入札談合の可能性について審議すること。その結果、入札談合の可能性が認められるとした場合は、当該入札を無効とし、公正取引委員会に通報すること。この場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署に対しても必要な書類を添えて通報すること。

(エ) 提出された工事費内訳書を入念に点検した結果、入札談合の事実があったと認められる証拠を得られなかった場合又は委員長により工事費内訳書の提出の要請がされなかった場合は、2者による入札を執行すること。

ウ 入札談合に係る情報の内容に信ぴょう性がない又は乏しいと判断した場合は、次に定めるところにより対応すること。

(ア) あらかじめ、入札談合に係る情報により受注予定者とされていた者が、当該入札において最低の価格で入札した場合の取扱いについての説明を行うこと。

(イ) 入札を執行した上で、当該情報により受注予定者とされていた者が当該入札において最低の価格で入札したときに限り、当該入札参加者全員に誓約書を提出させること。

(2) 入札執行後の場合 次に定める方法によるものとする。

ア 証拠を得た場合は、次に定めるところにより対応すること。

(ア) 契約締結前の場合は、直ちに入札を無効とし、公正取引委員会に通報すること。この場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署に対しても必要な書類を添えて通報すること。

(イ) 契約締結後の場合で、当該契約を解除すると判断したときは、解除の手続をとるとともに、公正取引委員会に通報すること。この場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署に対しても必要な書類を添えて通報すること。

イ 証拠を得られなかった場合は、当該入札参加者全員に誓約書を提出させること。

(事情聴取の方法)

第5条 事情聴取は、入札担当部等の長、次長等の複数の職員により行うものとする。この場合において、聴取項目は、おおむね事情聴取書(第3号様式)に定めるところによるものとする。

(工事費内訳書の点検)

第6条 工事費内訳書の提示に当たっては、設計担当者が立ち会い、第1回目の入札において、全入札者が入札書を入札函に投入した後に、設計担当者が工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡の有無を入念に点検し、工事費内訳書を入札者に返還した後に開札することとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、入札談合の処理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則(平成13年4月1日)

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則(平成19年3月20日)

この要綱は、平成19年3月20日から実施する。

附 則(平成31年2月25日)

この要綱は、平成31年2月25日から実施する。